

日本聖公会 管区事務所だより

日本聖公会管区事務所

162-0805 東京都新宿区矢来町 65

電話 03 (5228) 3171 FAX 03 (5228) 3175

発行者 総主事 司祭 矢萩 新一

悪魔にすきを与えてはなりません

司祭 ヨハネ 相澤牧人(前・管区事務所総主事)

「現実に遠慮して理想が引けば、これ幸いと現実が大手を振るばかりだ。」新聞を読んでいてこのフレーズに目が留まりました。今、私たちの周りで起きていることを思うとき、なるほどと思わされます。そして、聖書を読んでいるとき、「悪魔にすきを与えてはなりません。」(エフェソ4:27)との教えが目にとまりました。この二つが重なり合って思いを巡らされました。

憲法9条を変えようとする動きに対しての反対者に、初めの頃、それは理想だ、攻めてきたらどうするのか、やられるままでよいのか、国民を守らなくてよいのか、などと力強く発言し、批判していた人がいたことを思い出します。それに対して、理想が何故悪い、現実を理想に近づけていくことが大切なことなのだ、と反論があったことも思い出します。

私たちは、根拠をしっかりと持たないと、現実が大手を振るいやすくなることは事実でしょう。そしてその現実に押し切られていくのでしょうか。しかし、冷静に考えなければなりません。現実に目が奪われ、理想が失われたら、糸が切れた凧のように、どこに行くか分からなくなるのではないのでしょうか。現実には変化するからです。その時々、現実に左右されてはなりません。主イエスと共に生きること、それが重要な根拠となるのだと思います。

また、私たちは、判断基準を持たなければなりません。コロサイの信徒への手紙の3章15節に、「キリストの平和があなた方の心を支配するようにしなさい」と教えられています。心を支配するとは判断基準を持つということなのではないのでしょうか。そしてそれは、キリストの平和という判断基準です。

東京大空襲・戦災資料センター館長の早乙女勝元さんは、「平和のために何が出来るか。誰にでもすぐに出来る第一歩は、学ぶこと」だと、全国からやってくる修学旅行生に語り続けているそうです。キリストの平和、すなわち、命の尊厳に深く思いを寄せること。また、主イエスが、十字架にかかる前に、あなた方に新しい掟を与えと言われて「互いに愛し合いなさい」(ヨハネ

□会議・プログラム等予定

(5月25日以降および
前回報告以降追加分)

5月

- 26日(月) 臨時主教会〔管区事務所〕
- 26日(月) 書記局会〔管区事務所〕
- 27日(火) ～ 29日(木) 日本聖公会第61(定期)総会〔日本聖公会センタービル〕

6月

- 2日(月) 管区事務所スタッフミーティング〔管区事務所〕
- 15日(日) ～ 16日(月) 青年担当者の集い〔名古屋学生センター〕
- 16日(月) 青年委員会〔名古屋学生センター〕
- 16日(月) ～ 18日(水) 日韓合同委員会〔ソウル/韓国〕
- 17日(火) 原発問題プロジェクト/研究・広報チーム〔管区事務所〕
- 20日(金) ～ 23日(月) 正義と平和委員会「沖縄の旅」
- 24日(火) ～ 27日(金) 主教会〔沖縄〕

7月

- 3日(木) 常議員会〔管区事務所〕
- 4日(金) 管区事務所スタッフミーティング〔管区事務所〕
- 10日(木) 原発問題プロジェクト/運営委員会〔管区事務所〕
- 16日(水) ～ 17日(木) 書記局会〔管区事務所〕
- 24日(木) 文書保管委員会〔管区事務所〕

<関係諸団体等会議・他>

- 6月4日(水) NCC 女性委員会〔管区事務所〕
- 11日(水) NCC 女性委員会〔管区事務所〕
- 25日(水) NCC 女性委員会〔管区事務所〕
- 7月10日(木) 日本キリスト教連合会定例会〔富士見教会〕
- 11日(金) NCC 常議員会



13:34)と語られたこと。これらの意味を学び、それを実践することが平和を作り出していくことになっていくのだと思います。

アメリカの哲学者ジョージ・サンタヤーナが、「過去を記憶できない者は、その過去を繰り返す運命を負わされる」と語りました。今その短縮形として「歴史は繰り返す」という表現で伝えられています。過去を学び、それを記憶する、そのことによって誤りを繰り返さない知恵を人間は持つことが出来るのです。

自然災害とは違って、戦争は一から十まで人間の所為なのです。平和と言う時、「単純に平和と言わないでください。言うのなら平和の前に必ず、不戦、反戦、非戦とつけてほしいのです。」とされている方がいます。なぜなら、「私たちの世代は子供のときから『平和のための戦争』と教えられ、殺し、殺されてしまった」(5月18日朝日新聞・天声人語より)からなのだと。本当にそうだと思いますか。

平和を作り上げていくその道筋の中に、悪魔にすき(機会)を与えてはなりません。そのために、根拠を持つことによって、判断基準を持つことによって、キリストの平和を学ぶことによって、すきを塞いでいくのです。そしてそれは、理想を持たなければ困難なことなのだと思います。

ヘブライ人への手紙11章1節には、「信仰とは、望んでいる事柄を確信し、見えない事実を確認することです。」と教えられています。この思

いは、理想を持ち続けることは、見えない事実を確認することになり、その理想に近づくようにと、今を努力して生きていくようになるということなのではないでしょうか。

日本聖公会は1996年の総会で「日本聖公会の戦争責任に関する宣言」を決議しました。また、2004年の総会で「憲法第九条の改憲に反対することを決議する件」が可決されました。そして、2012年の総会で「原発のない世界を求めて～原子力発電に対する日本聖公会の立場」を決議しました。(全文は管区のHP・「日本聖公会管区事務所」で検索し、「声明・要請・決議文」の項をご覧ください。)キリストの「平和」に向かって私たちの歩む道がここに示されています。主イエスと共に生きる者として、本当の平和を作り出していきます。

さて、私は3期6年にわたって総主事の任を務めさせていただきました。今総会をもってその任を終え、個教会の働きに遣わされることになりました。総主事として多くの方々との交わりを持つてましたことを感謝します。そして多くの学びを得ることが出来ました。どうか、新総主事と共に、個教会や教区と管区とのつながりがさらに深まり、そのことを通してそれぞれの場で、日本聖公会という教会が、この世に示し、伝えることを為し続けていかれますことを願っています。ありがとうございました。

2014年総会を終えて

—注目すべきいくつかの決議—

総会議長 主教 ナタナエル 植松 誠

2014年5月27～29日、日本聖公会第61(定期)総会が、東京教区牛込聖公会聖バルナバ教会を会場に開催されました。総会の冒頭、私は議長挨拶の中で、これまでの2年間の総会期を振り返り、日本聖公会を取り巻く状況に

関して、いくつか重要と思われることを挙げ、私たちの取り組み、また立場について論評しました。それらを中心に、また、今総会での注目すべき決議などについて、以下述べたいと思います。

① 東日本大震災発生から3年2カ月が経ち、その間に、日本聖公会の被災者支援の働きであった「いっしょに歩こう!プロジェクト」が昨年の5月(釜石では8月)に当初に活動期間として定めた2年を迎えて、一応その役割を終えました。今回の総会は、その終了後に開かれた最初の総会であり、改めてその報告を聞き、それを総括する場でした。日本聖公会がこのプロジェクトに関して一つとなつて祈り、支え、働き、「いっしょに歩いた」ことは日本聖公会の歴史の中で特筆すべきことであつたと思います。そのことを、この総会では高く評価し、関係者に深い感謝を表明しました。しかし、被災地にあつては復興はまだまだ進んでいません。東京電力福島第一原発の事故によつてもたらされた被害は今も進行中ですし、その解決の道筋もまったく立っていないというのが実情です。日本聖公会は昨年5月以降も「いっしょに歩こう」を別な枠組みであるパートⅡとして続けています。また、前回の定期総会で採択された「原発のない世界を求めて～原子力発電に対する日本聖公会の立場」をこれからも堅持していく中で、これからも私たちは被災者と「いっしょに歩く」姿勢を再確認しました。

② 2012年9月に、静岡県浜名湖畔で、日本聖公会宣教協議会が開かれ、そこで「日本聖公会〈宣教・牧会の十年〉提言」が出されました。それまでも何回かの総会で議論され、全教区からの参加者を得て開かれた協議会です。それからすでに1年8カ月が過ぎました。「提言」は教区においても教会においてもそれを真剣に受け止めることが求められています。それぞれの教区、教会、また管区レベルでの熱心な取り組みがされますようにと願います。

③ 祈り書は私たち聖公会にとっては一つのアイデンティティともいえる宝です。しかし、現

行の祈り書が出版されてからすでに23年が経ち、新たな祈り書作成に向けた作業が急務となっています。本格的な祈り書改正には10年以上の年月がかかるとは思います。今回の総会では、そのための改正準備委員会設置が決議されました。

④ 「ヘイトクライム(人種・民族憎悪犯罪)・ヘイトスピーチ(人種差別・排外表現)の根絶と真の多民族・多文化共生社会の創造を求める日本聖公会の立場」が満場一致で採択されたことは、今総会の一つのハイライトであつたように思います。キリストの平和の福音を生きる私たちは、人々の人権を傷つけ、人々の存在そのものを脅かし、否定・抹殺しようとするこれらの動きに対して、断固反対することはもちろんのこと、その根絶のために積極的に関わっていくことが求められています。総会后、この声明は、韓国語、英語にも翻訳されて関係者、諸機関にも送付されています。

⑤ 今回の総会では、以上の案件以外にも数多くの議案が審議され、決議されました。そのどれひとつも決して軽く取り扱われるようなものではありません。そのいずれもが、日本聖公会の今後の歩みを決定づけていくものであると私は信じていますが、紙面の都合上、それらについて詳しく述べることができません。

今総会では、新たに管区事務所総主事に矢萩新一司祭(京都教区)を選任しました。これまで3期6年間にわたつて総主事を務められた相澤牧人司祭(横浜教区)に心からの感謝を送り、また新たな任務に就かれる矢萩総主事の上に、主のお導きとみ守りを祈ります。そして、この新たな総会期、主の聖霊が日本聖公会を豊かにお導きくださいますように祈ります。



ロンドン、サザーク大聖堂での 東日本大震災記念礼拝

東北教区主教 ヨハネ 加藤博道

東日本大震災から3周年にあたる3月11日、日本各地で追悼・記念礼拝が行われましたが、続いて3月15日(土)、英国で行なわれた記念礼拝に説教者として招かれ参加いたしました。前日14日にはロンドンのアングリカン・コミュニオン・オフィスを訪問、ケネス・ケアロン総主事および大震災に対する支援の窓口であったアングリカン・アライアンスの担当者と面談、支援への感謝と現状の報告、15日の記念礼拝はロンドンブリッジの袂にあるサザーク教区・主教座聖堂において、午後4時からコーラル・イーブンソングの形で捧げられました。正式名称は「だいに・東北 Great Eastern Japan Earthquake and Tsunami Memorial Service」そして We won't forget you (忘れない) の言葉が添えられていました。

かつて横浜教区でも奉仕されたマイケル・イブグレイブ主教の司式、被災した磯山聖ヨハネ教会信徒のメッセージを礼拝の中で英国立教学院の棟近稔校長が朗読、また同校の林和広

チャブレン、英国在住の日本人会衆や日本人グループの方々も奉仕され、広い大聖堂の会衆席も英国の一般の方々はもちろん、駐英日本大使はじめ英国の教会関係団体や英国日本人会会長等々の参列によって埋め尽くされました。

昨年10月に東京で大震災の被災者と面談さ

れたジャスティン・ウェルビー・カンタベリー大主教からも丁寧なメッセージが寄せられたことは感謝でした。合唱団が歌う中、日本から持参した会津若松の絵ろうそくを真中に、子どもたちがろうそくを灯して捧げ、また会衆が折り紙の鳩を捧げて記念と追悼の時となりました。礼拝全体を通して、参加者の祈りが一つに集まれ、大変感動的な礼拝であったと、主催者には多くの人からの声が届けられたと聞いています。

その後の約1週間、英国中西部の町も含めて複数の教会での集会、とくに在英の日本人会衆の方々との会合で大震災への祈りと支援への感謝、報告を行いました。在英邦人の方々の日本の状況に対する篤い思い、また英国らしい田園の中の古いパ

リッシュ・チャーチに集まった高齢の英国人信徒の方々が、東日本大震災の復興の歩み、とくに原発と放射能問題、その難航している取り組みに対して強い関心を持っておられたことが印象的でした

(「日本人の主教を見たのは初めてだ」と何人かに言われました)。与えられた機会に感謝すると共に、英国だけではなく、多くの海外諸聖公会からの祈りと支援があったこと、今もあることを覚え続けていく必要があると思いを新たにしました。



(折り紙の鶴を献げて追悼)

□各教区

京都

- ・聖職按手式 6月28日(土) 13時 京都教区 京都聖マリア教会) 司祭按手: 志願者 執事 ヤコブ岩田光正 説教: 司祭 三木メイ

神戸

- ・広島平和礼拝 2014 8月5日(火)・6日(水) 場所: 広島復活教会 テーマ: ともに学び、行動し、祈ろう。 内容: 講演『原水爆と平和』講師 高村是懿。祈りの集い、平和行進、平和祈願ミサ、原爆死没者慰霊行事、広島原爆逝去者記念聖餐式 [司式: 中村豊主教 説教: 上原榮正主教(沖縄)] ほか。 問い合わせ: 広島平和礼拝実行委員会事務局

(広島復活教会) 実行委員長: 小林尚明司祭

九州

- ・長崎原爆記念礼拝 2014 8月9日(土) 10時半 場所: 長崎聖三一教会 テーマ: 死の同心円 から平和の同心円へ。 聖餐式 司式: 武藤謙一主教 説教: 中村豊主教(神戸)



† 逝去者 靈魂のパラダイスにおける光明と平安を祈ります。

執事 アリマタヤのヨセフ 松岡和夫 (沖縄教区・退職) 2014年6月18日(水) 逝去(満92歳)

聖職候補生志願書・伝道師志願書の添付書類に関して

去る5月26日に開催された主教会では、日本聖公会法憲法規に参考資料として添付されている「日本聖公会法憲法規関連書式」の中の「聖職候補生志願書」および「伝道師志願書」の必要添付書類のひとつに「戸籍抄本」がありますが、これは不要とし、削除したことを各教会に知らせるようにと管区事務所に指示されました。

以上、ここにお知らせいたします。

2014年5月30日 管区事務所

《人 事》

東北

司祭 ヨハネ木村幸夫 (大阪教区退職司祭)

2014年6月1日付 郡山聖ペテロ聖パウロ教会牧師、小名浜聖テモテ教会管理牧師 司祭ピリポ越山健蔵との協働により、両教会の礼拝協力を委嘱する。期間は2015年5月31日までとする。

<信徒奉仕者許可> 2014年4月24日付
(新庄聖マルコ教会) ダビデ 佐藤光宣

北関東

<信徒奉仕者許可> 2014年4月6日付
(前橋聖マッテア教会) ヨセフ 下川昌伸

横浜

司祭 ヨハネ相澤牧人 2014年5月29日付 日本聖公会管区事務所出向を解く。
2014年5月30日付 市川聖マリヤ教会牧師および浦安伝道所管理牧師に任命する。

司祭 ダニエル竹内一也 2014年5月29日付 市川聖マリヤ教会牧師および浦安伝道所管

		理牧師の任を解く。
聖職候補生 トマス吉田仁志	2014年5月30日付	逗子聖ペテロ教会牧師に任命する。
	2014年5月29日付	逗子聖ペテロ教会勤務を解く。
	2014年5月30日付	主教ローレンス三鍋裕管理のもとで柏聖アンデレ教会勤務を命ずる。
司祭 イグナシオ入江 修 京都	2014年5月29日付	逗子聖ペテロ教会管理牧師の任を解く。
司祭 エッサイ矢萩新一	2014年5月29日付	金沢聖ヨハネ教会牧師の任を解く。
	2014年5月29日付	富山聖マリア教会管理の委嘱を解く。 管区事務所総主事として、管区へ出向とする。 ただし、7月末までは移行期間として金沢に居住する。
司祭 マタイ出口 創 主教 ステパノ高地 敬 大阪	2014年5月30日付	富山聖マリア教会の管理を委嘱する。
	2014年5月30日付	金沢聖ヨハネ教会の管理を委嘱する。
司祭 ペテロ岩城 聰 主教 ヤコブ宇野 徹	2014年5月1日付	三光事業団のチャプレンに任命する。
	2014年5月1日付	東豊中聖ミカエル教会、大阪城南キリスト教会及び聖ガブリエル教会における囑託の任を解く。
司祭 ジョイ千松清美	2014年5月5日付	西宮聖ペテロ教会牧師補の任を解き、同教会副牧師に任命する。
司祭 ヨハネ古澤秀利	2014年5月5日付	高槻聖マリヤ教会牧師補の任を解き、同教会副牧師に任命する。 聖ヨハネ学園チャプレン補の任を解き、同学園チャプレンに任命する。
司祭 ヤコブ義平雅夫	2014年5月5日付	大阪聖アンデレ教会牧師補の任を解き、同教会副牧師に任命する。
九州		
司祭 ステパノ中村 正	2014年3月31日付	学校法人九州聖公学園久留米天使幼稚園チャプレンを解任する。
	2014年4月1日付	学校法人九州聖公学園草ヶ江幼稚園チャプレンに任命する。
司祭 ダビデ中野准之	2014年3月31日付	学校法人大分聖公学園聖公幼稚園チャプレンを解任する。
	2014年4月1日付	学校法人九州聖公学園久留米天使幼稚園チャプレンに任命する。
司祭 ヨハネ李 浩平	2014年4月1日付	学校法人大分聖公学園聖公幼稚園チャプレンに任命する。

《教会・関係学校・諸施設》

(学) 聖路加看護学園 聖路加看護大学 名称変更 (学) 聖路加国際大学

日本聖公会第61（定期）総会の報告

□会期：2014年5月27日（火）～29日（木）

□会場：日本聖公会センター（日本聖公会東京教区牛込聖公会聖バルナバ教会）

□出席者：主教議員11名、聖職・信徒代議員（11教区より）44名

及び管区各委員会委員長、管区事務所総主事と主事

書記局 書記長 司祭 片山 謙

書記 司祭 松田 浩、司祭 斎藤 徹、司祭 渡部 明央、執事 岸本 望、

執事 倉澤一太郎、聖職候補生 平岡 康弘

5月27日11時、開会聖餐式（説教：大西修主教）、13時定期総会開会。開会宣言・開会祈祷・開会のことば（議長・植松首座主教）などを経て議事（報告／議案）の審議に入った。

I 報告事項

1. 主教会、2. 常議員会（2-2 宣教協働者招聘委員会）、3. 管区事務所総主事（3-2 女性に関する課題の担当者 3-3 人権問題担当者 3-4 エキュメニズム委員 3-5 教役者遺児教育基金・建築金融資金運営委員会）、4. 祈祷書等検査委員、5. 文書保管委員、6. 会計監査委員、7. 神学教理委員会、8. 礼拝委員会、9. 法憲法規委員会、10. 正義と平和委員会（10-2 沖縄プロジェクト、10-3 日韓協働プロジェクト、10-4 ジェンダープロジェクト、10-5 憲法プロジェクト、10-6 死刑制度廃止関連、10-7 環境問題関連）、11. 日本聖公会青年委員会、12. 年金委員会および年金維持資金管理委員会、13. 宣教協議会実行委員会、14. 第2回世界聖公会平和協議会実行委員会、15. いっしょに歩こう！プロジェクト、16. いっしょに歩こう！パートII-原発と放射能に関する特別問題プロジェクト運営委員会、17. 収益事業委員会、18. ウィリアムズ主教記念基金委員会

II 決議された事項

■討議を経ての決議事項

（第1号議案は「新議員・新代議員歓迎の件」、第2号議案は「逝去者記念の件」の儀礼決議）

第3号議案「アジア・太平洋地域平和和解」資金規程一部改正の件：規程名称より（ガイドライン）を削除。使用の範囲に「東アジア聖公会協議会（CCEA）」を加える。

第4号議案「重債務国開発協力」資金運営規程一部改正の件：当該地域に「東アジア聖公会協議会」を加え、（手続き）の規定中「管区常置委員会」を「常議委員会」とする。

第5号議案 日本聖公会総会細則の一部改正の件：細則第10条第1項、第2項、総会の議案および質問の提出者に「常任の委員」を追加する。

第6号議案 日本聖公会年金規約一部改正の件：年金委員会の審議事項、年金資金の運用、財源率の再計算、信託金の配分、掛金の10%増加、支給額の10%減額など。

第7号議案 「沖縄週間」継続の件：「沖縄週間」（沖縄慰霊の日・6月23日を含む1週間）を2015年から2018年まで継続し、沖縄の宣教課題を諸教会で共有する。

第8号議案 「地球環境のために祈る日」を継続する件：2014年から2016年まで毎年6月5日（国連が定める『世界環境デー』）に直近の主日を「地球環境のために祈る日」とし、代祷を献げる。★

第9号議案 「海の主日」奨励と信施奉獻継続の件：7月第2主日の礼拝において信施を奉獻し、横浜・神戸・苫小牧のMtS（ミッション・トゥ・シーフェアラーズ）に配分・研修などに当てる。

第10号議案 「社会奉仕の日」信施奉獻運動を継続する件：「特定25を用いる主日（10月25日

- に最も近い主日)に社会事業の働きを覚えて代祷を捧げ、信施を奉献する。2015年～2018年。
- 第11号議案 「神学校のために祈る日」を継続する件:**復活節第4主日の礼拝において聖公会神学院とウイリアムス神学館のために祈り、当日の信施を両神学校に捧げることを継続する。2015年～2018年。★
- 第12号議案 「人権活動を支える主日」を継続する件:**11月最後の主日を『人権活動を支える主日』とすることを継続し、人権担当者の働きを支えるため当日の信施をささげる。2015年～2018年。
- 第13号議案 「日本聖公会青年活動のための日」を継続する件:**8月第1主日に青年活動のために祈り信施をささげて支援する。2015年～2018年。
- 第14号議案 聖公会生野センターの働きを憶えて祈り、信施奉献を継続する件:**朝鮮独立宣言がなされた1919年3月1日を憶えて、3月1日に近い主日の信施を奉献する。2015年～2019年。なおこの働きは1992年の第45(定期)総会で決議して以来続いてきた。
- 第15号議案 大斎克己献金全国活動推進の件:**使途は①国内伝道強化のため、②海外宣教協力のため、③国内宣教協力のため。2015年～2018年まで継続して全教会で行なう。
- 第16号議案 青年委員会設置継続の件:**日本聖公会各教区・各教会の宣教の担い手となる青少年の人材育成と諸活動の推進、国際的な交流のネットワークづくりを目指して管区宣教主事のもとに活動する。定員8、年間予算96万円。★
- 第17号議案 正義と平和委員会継続の件:**委員会のもとに各プロジェクト(日韓協働、憲法、ジェンダー、沖縄関係活動、環境問題関連、死刑制度廃止関連)と担当者を置き、正義と平和に関係する課題に取り組む。委員定数8、年間予算384万円。★
- 第18号議案 年金維持資金管理委員会継続の件:**第57(定期)総会で設置された本委員会を継続し、年金委員会に協力して年金制度の運営状態を把握し、制度全体の見直しを行なうこと。
- 第19号議案 日本聖公会祈祷書中の聖婚式と葬送の式において用いる聖書日課等の試用延長を求める件:**現行の聖書日課と併用して用いることのできる聖書日課等の試用について、次期定期総会まで延長する。
- 第20号議案 日本聖公会祈祷書一部改正の件:**日本聖公会祈祷書『入信の式』の一部を改正することについての協賛をもとめるための議案で、p.268,p.283,p.285,p.294のルブリックについての改正案が示された。提案理由の説明の中で、本議案は「2016年の定期総会で2回目の協賛を求める」ものであり、「試行はしない」(試行は考えていない)との説明が添えられたが、議場からは多くの意見が提起された。★
- 第21号議案 祈祷書改正準備委員会設置の件:**1990年に改正・使用されてから24年経過した現行祈祷書の全般的改正に向けての、調査研究を行ない次期総会に提案する。委員定数8、年間予算35万円。委員の人は主教会に一任する。
- 第22号議案 「ハラスメントに関する担当者」設置の件:**管区宣教主事のもとに「ハラスメントに関する担当者」を置き、各教区ハラスメント担当者、人権問題担当者、女性に関する課題の担当者、正義と平和委員会、人権担当主教で構成する「ハラスメントに関する担当者会」によって管区規模の研修活動を推進する。年間予算35万円。
- 第23号議案 「女性の聖職者に関わる諸問題についての調整と検証・提言作成のための特別委員会」設置の件:**女性の聖職者に関わって問題が生じた時の問題解決のための調整と、「女性司祭の実現に伴うガイドライン」(第51(定期)総会決議第28号)の機能の検証・修正・改廃に向けての提言を行なう。★

第24号議案 日韓聖公会宣教協働30周年記念大会開催に関する件:2014年10月20日~23日、韓国済州島で開催される大会についての承認。参加者75名(両聖公会より各30名および全教区主教)。予算450万円

第25号議案 「ヘイトクライム(人種・民族憎悪犯罪)、ヘイトスピーチ(人種差別・排外表現)の根絶と真の多民族・多文化共生社会の創造を求める日本聖公会の立場」を採択する件:現在、日本社会の各地で行なわれているヘイトスピーチの実像映写を通して、宣教の方向に逆行する人権侵害の行為を重く認識し、この決議によって日本聖公会の立場を明確に表明するものである。

★【討議の中から】★ 提出された議案については出席者からさまざまな意見が寄せられたが、大筋において承認を得て可決された。審議の過程で記憶に残る発言の幾つかについて記しておく。第8号議案で示された【地球環境のための祈り】は、祈りの文言・表現についての要望・意見などが提起された。第11号議案に寄せて、「神学校のために祈る日」の信施は「神学生1人の年間予算に匹敵する」「神学校年間予算の6.5%に当たる」と東と西の神学校校長から感謝の意が表明された。第16号議案は盛り上がりつつある全国青年大会、またU26(ユージロー)の活動、2016アジア青年大会を支えていくためのものであることが強調された。第17号議案では正義と平和委員会の各プロジェクトと管区人権担当者との協働、また教科書問題・平和教育問題へと活動の視野を広げる必要性などが提起された。第20号議案は「日本聖公会祈祷書中の『入信の式』の一部を改正することへの協賛を求める」もので、提案時に2016年の定期総会で2回目の協賛を求めるとする説明が重ねられたが、今総会では最も多い意見が集中した。「提案理由がもっと克明であってほしい」(横浜教区)、「堅信を受けなくとも陪餐は可能となるのか」(中部教区)、「今までの堅信式は何であったのか」(北関東教区)、その他意見・質問が続出し、その場で修正の動議が検討されたほどであった。翌28日には主教会・礼拝委員会の名で改めて「議案説明資料」が配布された。洗礼—堅信—聖餐の関係について、また堅信の意味についての今日的理解を深める必要性が今こそ求められていることを、一人ひとりが自身の問題として認識する道筋をより明確にしてほしい。第23号議案はこれも多くの意見を集めた。「女性司祭の実現に伴うガイドライン」についての解釈の違いを明らかにしたい、という問題提起があったが、この発言を大事にしてこれからの論議が進められるべきだと思う。

■報告・承認を主とした決議事項

第26号議案 土地・建物の寄附を受け入れる件:宗教法人「日本聖公会ナザレ修女会」より宗教法人「日本聖公会」に、東京都杉並区下井草2丁目192番地1に所在する土地・建物が寄附されたので法規第179条第5項により総会の承認を求めるもの。この建物は従来管区総主事住宅として使用されてきた。

第27号議案 ナザレ修女会からの寄附に感謝する件:宗教法人「日本聖公会ナザレ修女会」から、杉並区下井草にある土地・建物が日本聖公会に寄附されたことに対して謝意を表すこと。

第28号議案 神愛修女会の今までの働きに感謝する件:2013年11月10日の礼拝をもって修女会を閉じた神愛修女会への感謝を表すため。

第29号議案 常任の委員指名承認の件:法規102条に基づき、主教会は、次期総会まで下記の常任委員を指名したので、これを承認すること。

1. 祈祷書等検査委員:(長) 司祭 小野寺 達、司祭 出口 創、鈴木 一
2. 文書保管委員:(長) 大江 満、司祭 卓 志雄、諫山禎一郎
3. 会計監査委員:(長) 塚田一宣、豊岡 暁、鈴木裕子

第30号議案 年金委員選任の件：今総会期の年金委員7名のうち、総会の選出となっている司祭・信徒各2名を下記の者とする事の承認を求める。

司祭 原田光雄、司祭 鈴木祐二、岩井忠彦、小川昌之

第31号議案 管区事務所総主事指名承認の件：法規第92条に基づき、主教会は、次期定期総会まで、司祭 矢萩新一を管区事務所総主事に指名したので、これを承認すること。

第32号議案 2012年・2013年度管区一般会計決算承認の件：

第33号議案 収益事業会計2012年・2013年度決算承認の件：

第34号議案 2015年・2016年度管区一般会計予算案承認の件：

第35号議案 収益事業会計2015年・2016年度収支予算案承認の件：

第36号議案 宗教法人「日本聖公会桑名エピファニー教会」を宗教法人「日本聖公会京都教区」に合併することを承認する件：

第37号議案 宗教法人「日本聖公会四日市聖アンデレ教会」を宗教法人「日本聖公会京都教区」に合併することを承認する件：

Ⅲ 選挙結果

○ 首座主教：主教 植松 誠（北海道）

○ 常議員

・主教常議員：主教 三鍋 裕（横浜）、大畑喜道（東京）

次点 主教 加藤博道（東北）

・聖職常議員：司祭 笹森田鶴（東京）、司祭 西原廉太（中部）、司祭 木村直樹（北関東）

次点 司祭 岩城 聰（大阪）

・信徒常議員：池住 圭（中部）、中林三平（横浜）、佐々木靖子（京都）

次点 松田正人（東京）

Ⅳ 会期中の特別プログラム、質問状、閉会時の動議等

1. 「人権問題に関する学びのとき」

第一日目の16時30分～18時、日本軍「慰安婦」問題を描く朗読劇『ひとみ』（横井量子 作・構成・出演）の上演によって歴史の中の幾つかの証言を聴き、人権問題に関する学びを深めた。

2. 総会開催の日程についての質問状。

5月という時期に総会に出席するために3日間休暇を取ることの出来る信徒ばかりではない。聖職でも3日間教会を空けることが容易でないことを考慮してほしいとの質問状が提出された。主教会で検討する旨の回答が出された。

3. 謝意表明の動議

議事終了間際に、謝意を表明したいとする以下の諸動議が提出されて、全員で感謝の意を表明した。

・今総会期中に定年を迎える主教 大西修師に対して。

・今総会期の任務を終えた管区諸委員会委員長および委員に対して。

・3期6年にわたり管区総主事の任に当たられた相澤牧人司祭に対して。

・次の管区総主事を務める矢萩新一司祭に対して。

・長きにわたって管区総務主事の任務を果たし退職された阪田隆一氏に対して。

・議場を提供して下さった東京教区牛込聖公会聖バルナバ教会の聖職・信徒に対して。

・今総会の書記局、管区事務所の職員に対して。

感謝決議を済ませ、5月29日12時30分に定期総会の全ての議事を終了した。

差別は人を物として扱う

―管区の新任「人権」研修会が目指すもの―

人権問題担当 主教 サムエル 大西 修

今年も管区主催の新任「人権」研修会が女性3人、男性6人の出席のもとに開催されました。2004年から始められたこの研修会は、神学校を卒業した人が、それぞれ遣わされた教会、学校、施設などにおいて出会う、一人ひとりの人の尊厳を大切にす牧会者になることを目指し、広く人権にかかわる研修会として2泊3日で行われてきました。

古くて新しい課題である部落差別問題をはじめとする人権に関する課題は、わたしたちの周囲に数多く存在しています。人権感覚に乏しい、そんな自己に気づかされ、それを高めるために絶えず学び、豊かな感性をもった牧会者として働いていくことが、特にこの時代、求められています。

文字の世界、映像の世界、バーチャルな世界に慣れ親しんで生きているため、具体的な事例を見聞き、なまの声を聞き、現場に立つことは、わたしたちの先入観、偏見と差別の意識を払拭してくれる大きな助けになります。その意味でこの研修会は、共に学ぶことを通して、新たな自己に気づかされ、他者からも教えられる良き機会となっています。

「狭山事件」で無実の罪を負わされ死刑囚となり、50年にわたって無実を訴え続け再審請求をしておられる石川一雄さんが、彼を絶えず支えてきた妻の早智子さんとの辛く長い歩みを、熱い心をもって優しく淡々と、しかし確信に満ちて昨日のこのように証言される姿は、聞く人々に、深い感動を与えずにはおきません。ドキュメンタリー映画「SAYAMA～みえない手錠をはずすまで～」を観て、そのあとご本人の証言を聞き、事件の現場（50年前とは大きく変わってしまっていますが）に立ったとき、素人にも、警

察のこれまでの捜査がいかにかいい加減であったかが解り、激しい憤りを感じました。石川さんにとっての50年間はいったい何だったのか、人の命が物として扱われていることに改めてショックを受けました。

今この時にも、どれほど多くの人々が、とりわけ弱い立場に置かれている人々、小さくされている人々、少数者が国家権力のもとに無視され、さげすまれ、傷つき倒れ、尊い命を奪われていることでしょう。こうした現実を見るとき、司法の世界において、正しい裁判が行われているかどうかを絶えず監視していかなければなりません。

現代社会の人権問題はかなりの数になります。在日韓国・朝鮮人問題、障がい者差別、性差別、子どもの人権、高齢者差別、アイヌ民族差別、外国人差別、エイズ、ハンセン病、いじめ、ホームレス、貧困・格差、冤罪、犯罪被害者とその家族、インターネット、差別身元調査、排外主義的なヘイトスピーチや差別横断幕掲示……。さらに情報化時代のインターネットや携帯電話・スマートフォンなどの普及によるメリットがある反面、IT機器を悪用した根拠のないデマや個人攻撃、情報の統制・誘導、弾圧などが行われ、新しい人権問題も生まれています。また東日本大震災の被災者、特に原発事故の被災者に対する差別への対策も必要です。

「二つのものを一つにし、御自分の肉において敵意という隔ての壁を取り壊」して下さった「私たちの平和」であるキリストによって、わたしたちが新しい人に作り上げられることから、人権問題に真に向き合っていくことができるのではないのでしょうか。（エフェソ2:14-22）



研修会参加者の感想

2014年度 管区新任「人権」研修会の報告

管区人権問題担当 司祭 中島省三

今年の新任「人権」研修会は昨年に引き続き、東京の管区事務所を中心に行われました。参加者9名の内3名が女性で日本聖公会にも新しい波が来ていることを実感しました。

研修一日目は「日本聖公会総会における部落差別発言について」と題して武藤謙一九州教区主教より、第38(定期)総会の中での差別発言について講義がありました。武藤主教は当日、総会書記としてその部分を担当されていました。その体験から「この件は『中川差別発言』として語られてきたが、これは一人の差別発言ではなく、それを支持した人も当日の議場の中におり、発言を支持する意見もあった。当時の聖公会の人権・同和問題に対する姿勢を表わしていた。この差別発言事件は個人の問題ではなく、日本聖公会全体の問題でもあった。『第38(定期)総会差別発言』と呼称が変えられたのは当然である」と当日の議場の雰囲気を取りながら講義されました。「差別事件が起きた時が人権・同和問題学習の出発点である。」と言われます。まさに『第38(定期)総会差別発言』は聖公会にとっての人権・同和問題学習の出発点なのです。

続いて、翌日の「狭山差別事件」現地訪問のために、東京教区の鈴木慰さんを講師として事前学習会を持ちました。警察が作成した供述書に基づいて作られた現地の地図を見ながら、事件の概要について学習を深めました。夜には映画「SAYAMA見えない手錠をはずすまで」を見ました。石川一雄さんと、早智子さんご夫婦の日常生活を中心にしながらこれまでの事件の経緯、石川さんを取り巻く人々の状況がよく理解できました。特に石川さんのお兄さんの六造さんがお連れ合いのウメ子さんに「おまえには苦勞かけたな」と語りかけると「もう忘れちゃったよ」とウ

メ子さんがつぶやく場面がありましたが、この事件が石川さんの家族に及ぼした影響の大きさを感じました。この映画は是非、各教区でも上映会を開かれると良いと思います。

研修二日目は狭山市を訪れて、まず石川さんご夫妻にお会いして証言を聞きました。5月23日の「日比谷集会」前のお忙しい中、私たちのために時間を作ってくださいました。

石川さんにお会いすることによって参加者の「部落問題」や「狭山差別事件」にたいする考え方が大きく変わったと思います。遠い過去の出来事ではなく、今も続いている現実に向けることが出来ました。

石川さんは仮出所の時には怒りに燃えて、最初に自分を無実の罪に陥れた担当の刑事の所を訪れました。ところが既にその刑事は亡くなっていました。現在の石川さんはその怒りを乗り越えて「この事があってある意味では良かった。文字を知らない無知な自分に、文字を教えてくれた看守さん、文字を練習するための紙や筆記用具を差し入れてくれた看守の奥さん、自分を支援してくださった多くの方達など自分を人として見てくれる多くの人に出会うことが出来ました。文字を知ることによって、冤罪と戦い続けることが出来ました。」と述懐しておられました。

この後、鈴木さんの案内で現地に行きました。小雨が降る中でしたが、参加者は熱心に鈴木さんの説明に耳を傾け、警察によって作られた供述書の不自然さを確認することが出来ました。現場で参加者の中から「被害を受けた高校生のためにも祈って欲しい」との声があり大西主教と共に祈りを捧げました。

三日目に今回の研修会の「ふり返りの時間」では、それぞれの同和問題との出会いから始まり、これから牧会の現場で同和問題を初めとする人権問題とどのように向き合っていくかを共有することが出来ました。参加者の感想文の多くは「自分たちもイエス・キリストとおなじ目線で現場に立ち、社会的に弱い立場の人に福音を伝え関わって行きたい」とこれから現場に立つ抱負がまとめられており、この研修会の意味を理解して

いただいたと思っています。

「狭山差別事件」は6月中旬には第18回の三者協議(裁判官、弁護士、検事)が開かれることになっています。ここで多くの証拠が開示され、再審が決定されるように祈っております。

「荒波に揉まれ舵とり幾星霜 栄光目指し着港近き 石川一雄」これは当日、石川さんから私たちのために詠んでくださった歌です。

神の息に触れる

東京教区聖アンデレ教会
聖職候補生 太田信三

ファリサイ派の人々は、イエスのことを救い主としてみるができなかった。彼らは「わたしはモーセの弟子である」とか、「アブラハムの子孫である」といって、自分を常に正しい者の側に置き、人々を「サマリア人」とか「汚れた者」としてしか見るができなかった。ファリサイ派の人々は一生懸命に、律法の文字を守り、正しい道を歩んでいるはずの人々であった。その、あたりまえの価値観を壊すイエスは、彼らにとって罪人でしかなかった。それゆえ彼らは、イエスを通して語られる神のみ心が聞こえず、救い主としてのイエスと出会うことができなかった。

他方、イエスはいつも出かけて行って、「徴税人」とか「盲人」とかいわれている人に話しかけ、食事をし、出会った。イエスにとって目の前の一人ひとりが、とても大切な、神の創造された「いのち」なのであった。

ファリサイ派の人々のように、自分自身をいつも正しい側に置きたくなる。自分を正しい側、正しく認識している側に置く、自分を正当化し続ける…そして、気がつけば、相手よりも賢く、深く知っているつもりになってしまう…。そうしているうちに、そこで苦しんでいる「いのち」が見えなくなってしまう。いつの間にか問題を、具体的他者を抽象化し、大切な「いのち」が見えなくなる。そんな、あってはならないようなことが、実は自分自身の問題であることに、今回の『新任「人

権」研修会』にて気付かされた。警察が、裁判所がそんなことするわけない…なんて、「あたりまえ」の世界を無自覚のまま作りだし、壊そうとしない。石川一雄さんに直接お会いすることができたことは、そんなわたし自身のあたりまえを壊される出来事であった。具体的な相手と出会うこと。その時、あたりまえが壊される。そこには「社会問題」と名付けられる抽象的なものは存在しない。そこにあるのは、神の創造された大切な「いのち」である。

すべての人に宿る神の息。「いのち」に向き合い、触れることは、神の息に触れること。その息に触れた者の「いのち」もまた、輝きを取り戻す。石川さんの「いのち」と長年関わってこられた、ある支援者の方がその輝きを放っていたように、わたし自身の「いのち」もまた、「いのち」と向き合い、触れ合うことで輝くのだ!

新任として、「現場」に遣わされたばかりの時にあって、かけがえのない大切なことを示された。

管区新任「人権」研修会に参加して

京都教区
聖職候補生 中尾貢三子

2014年5月20日～23日に開催された新任「人権」研修会に参加させていただきました。

第38(定期)総会中にあった差別発言事件の総括報告書の学びから、自身の内面にある差別意識、どういう立場にあって何を見聞きし、何を発言しているのかを問われました。中川氏の発言に対し、異議申し立てをしたのが沖縄の信徒代議員氏であったこと。かつて沖縄で「小指の痛みは全身の痛み」という表現を聞いたことがありました。沖縄の方からは中川氏の発言の問題点がよく見えていたのだと思います。私自身は果たしてどうなのか?

それを問われたのが狭山「差別」事件と現地での学びでした。今年の5月23日で逮捕から51年目を迎える石川一雄さん。石川さんとお連れ合いの早智子さんの話をお聞きし、彼が犯人と

される殺人事件の起こった現場を実際に歩きました。そこで改めて感じたのは、体面や面子が人のいのちに優ってしまった結果が招いた悲劇であるということ。この事件の直前に立て続いた身代金要求誘拐事件で犯人を取り逃がすという失態が続き、しかも狭山事件では被害者の女性が殺害されました。なんとしても「生きた犯人を確保」することが最優先された結果、部落差別に基づいた見込み捜査によって石川さんが逮捕されました。再審請求どころか証拠開示さえ認められないのは、差別に基づく捜査が行われたことが明らかになるからであろうことは容易に想像がつかます。証拠の開示を認めないということは、石川さんに対する不正義だけでなく、殺害された女性に対する不正義でもあります。被害者Yさんは16歳でいのちを奪われました。どのような経緯で、なぜ彼女がいのちを落とさなければならなかったのか。一体何が彼女の身に起こったのか。それを丁寧に捜査していれば、

おそらく石川さんの冤罪事件も起こり得なかったはずですが、Yさんのいのちの痕跡を大切にできなかった警察は、石川さんの人生を大切にすることもできませんでした。その結果がこの51年間にも及ぶ冤罪事件となったと思います。

この研修を通してずっと考えていたのは、いのちを本当に大切にしているか、という神さまからの呼びかけでした。声にならない声、小さな声に耳を傾けることができていないか、目の前のいのちを面子や組織の体面などよりも大切にしているか。それは京都での性暴力事件とそれに続く二次加害を引き起こした教区に属する者の自問でもあります。

この問いから逃げずに応えること。それが自分自身の体質改善の第一歩につながるのではないかと感じています。難しいです。でも恐れず、その一歩を踏み出させてください、と心から祈りつつ。

正義と平和を求めて

「自民党憲法改正草案を考えるシリーズ」第6回 総集編

平和をつくり出す知恵をお与えください。

日本聖公会 正義と平和・憲法プロジェクト

現憲法制定後、今年ほど憲法(拡大解釈)についての動きが高まっている年はありません。

現在「国の形が変わり、戦争をする国になる、そのために個人の自由も制限されるのではないか」と日本の将来にたいする不安が高まっています。さらに安倍首相は5月15日の記者会見で、これまで憲法9条が禁じてきた集団的自衛権の行使を憲法解釈で行うことを検討すると表明しました。

憲法プロジェクトでは2012年4月27日に発表された自民党の日本国憲法改正草案について討議し、5回に分けて『管区事務所だより』に掲載させていただきました。結果、草案は現憲法とは、180度違うものになるのではないかという思

いを抱きました。現憲法の3原則、主権在民、基本的人権、平和主義が変更され、骨抜きにされているからです。

前文 現憲法は国民が主権者であり、**政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意**。また国際的視野に立って、世界の人々とともに**平和を念願し、国民が恒久平和のうちに生存する権利**をうたった感動的で格調高いものです。

しかし、自民党案は、全文変更で**天皇を戴く日本国民は国と郷土を誇りと気概を持って守り、和を尊び、家族や社会全体が助け合って国を形成する**。となり政府よりも、国民の責任、義務が強調されています。

第一章の天皇の項では、天皇制や国家神道の復活を想起させます。それは天皇が象徴から元首になり、国旗日の丸、国歌君が代の制定と尊重が列記されました。安倍首相はアメリカなど外国からの批判を無視して靖国神社参拝を行い、オリンピック招致アピールなどこれまで以上に皇室関係者が公の場所に登場、マスコミを通じてその存在がクローズアップされるようになってきました。

憲法の主権在民とは法律とは違って、国民に主権があり、権力を縛る、制限するものです。しかし、自民党案では99条の天皇の憲法擁護義務がなくなり、102条に国民の憲法尊重義務が出ています。また、憲法がもっとも重要な法であることから、改憲条件のハードルを高くしている96条を政府は緩和しようとしたが、反対が多く現在沙汰やみになっています。(詳しくは本シリーズ第3回をご参照ください)

第二章の戦争の放棄が安全保障に変わっています。

第9条は残っていますが、自衛権の発動を妨げるものではないの追記に、国防軍が新設され、審判所、軍事裁判所が設置されます。さらに、これまでできなかった集団自衛権の行使を憲法解釈で認めさせようとしています。まさに通常の軍隊の創出で人を殺したり、殺されたりする状況が起こる、戦争放棄の9条はないに等しくなり、形骸化です。

改憲には時間がかかるからでしょうか、安倍首相はいろいろな条件を出して認めさせようとしています。集団自衛権の行使は日本を守るのではなく同盟国、他国のために戦うことです。徴兵制も生まれるかもしれません。

この案には国民の多くが反対していますし、内閣の中にも反対意見が出ていますが、どういう決着になるのか、日本が68年間大切に、世界に誇れる平和主義が根本から崩れるのではないのでしょうか。

第三章の国民の権利及び義務

基本的人権など直接国民の生活などに影響を与える条項です。まず97条の「この憲法が日

本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって…現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」がすべて削除されています。

そして国民に保障する自由と権利は公共の福祉のために利用する責任があり、責任と義務が伴うことを自覚しから、常に公益及び公の秩序に反してはならないに変更、国民に縛りをかけました。国民の義務は3つから10に増えています。

信教の自由については社会的儀礼または習俗的行為の範囲を超えないものについてはこの限りでないが追加されています。首相などの靖国神社公式参拝や地鎮祭など神道の行事が公認され、国家神道への道へと進み、太平洋戦争中のキリスト教など他宗教への弾圧など信教への自由が奪われかねません。

表現の自由、知る権利も危うくなっています。すでに昨年12月特定秘密保護法が成立しました。原発など重要な問題も真実が秘密にされ、表現の自由、報道の自由も奪われる恐れが出ています。(2013年12月に正義と平和委員会から出された「特定秘密保護法廃止を求める声明」をご参照ください。)

社会保障 前文や24条、25条など国家が国民の生活を保障する責務から家族は助け合わなければならないなど私的な分野に扶養の責任を転嫁、自治体まかせの保障の切り捨てが進んでいます。

教育については、すでに教育基本法に「愛国心」が盛り込まれ、教育委員会の改変、教科書選定問題などに対して、権力の強化が進んでいます。

勤労者の権利では、公務員の権利の制限が新設され、公務員や教員は表現や信教の自由などの制限を受ける恐れがあります。派遣労働者の増加、時間外手当の廃止など労働者の権利も縮小の方向です。

さらに緊急事態の章が新設されています。緊急事態が宣言されると国会で決議することなく

国民は国家権力から服従を強いられることになりす。

こうして見てきますと、現憲法はキリスト教の教えに多くの点で共通していることに気づきます。神さまから個性を持つ一人一人に平等に与えられた権利を大切に少数派や弱者を守りながら、ともに平和に暮らす理想主義の憲法です。そのために国、権力者を監視、権力の行使を制限する、立憲民主主義です。自民党草案は折角これまで守り続けた年月をひっくり返し、個人を国家権力に都合よく従わせる、上意下達で服従する国民に変えていこう、という意図を感じま

す。そして戦争などに反対させない国家にする。そのための準備が「積極的平和主義」の名のもとに憲法解釈を各分野に拡げ、武器輸出解禁などのようなこれまで禁止していたものを着々と変更させています。

非常に大事な転換点にいる私たち、日本の将来は私たち国民の手で決めましょう。子どもたちや日本の未来のために、今声を上げなければと思います。

(執筆・寺本真奈)

世界への窓

自爆テロを悼む
イースター礼拝

2013年9月ペシャワール教区の諸聖徒教会の礼拝中に起きた自爆テロにより多くの死傷者が出た。この事

件を記念して今年のイースターでは特別の教会行事が持たれた。ペシャワール教区では毎年教区全体でイースター主日に早朝礼拝が持たれる。今年は早朝礼拝の前にこの自爆テロの死傷者をおぼえて、この様な事件が起こらない事を祈願してペシャワールの街をハンフリー教区主教、諸聖徒教会の牧師、教区の聖職者、教区の信徒3,000人が十字架を掲げてプロセッションを行い、爆発事件があった地域をまわり、その後早朝礼拝を持った。プロセッションには多くの子供も含まれていた。テレビ局の報道もあり、多くの市民の共感を得た。この記事は「引き続きこの事件を覚えてお祈りください」と結ばれている。(出典：ペシャワール

ル教区ニュースレター 2014年イースター特別号) ※ペシャワールの街はアフガニスタン国境に近くてイスラームの勢力がとても強い地域。2005年6年に活動した聖路加国際病院医師団による緊急医療支援の基地となった。

(渉外主事・八幡真也)



行進中の信徒